

大会宣言

三重県内の労働災害の発生状況は、直近の平成三十年八月末統計では、死亡者数は八人(対前年同月比二人減)、休業四日以上之死傷者数は一、二二三三人(同〇・一%減)となつていゝる。県内の労働災害は、中長期的にみると産業現場に携わる多くの方々の努力により減少してきていゝるが、ここ数年は減少傾向に鈍化がみられるところである。これは、人員不足等から事業場における安全衛生管理が不徹底になつていゝること、また、災害を経験したことのない労働者の増加等による現場力の低下が原因のひとつになつていゝると懸念されるところである。

また、産業現場では、化学物質による健康障害や熱中症も後を絶つていゝない。また、少子高齢化等で人手不足の状況も生じ、恒常的な長時間労働が散見されていゝる。加えて、職場でのハラスメントも社会的に大きな問題になつていゝる。さらに、我が国においては、労働力人口の約三人に一人の労働者が何らかの疾病を抱えながら働いていゝる状況で治療と職業生活の両立が喫緊の課題となつていゝる。

このような状況下、三重労働局では、本年度を初年度とする第十三次労働災害防止計画において、「死亡災害ゼロ、死傷災害アンダー二、〇〇〇を目標して」を目標に、労働災害を減少させ、誰もが安心して健康で働くことのできる職場の実現に向け取り組んでいゝくこととされている。

一方、「働き方改革」は、少子高齢化の問題への対応や、経済の更なる成長と分配の好循環を形成するための重要な柱であり、今般の法改正と相まって、労働時間の短縮や貴重な人材を両立支援によつて確保すること等の「生産性向上」をどのように行つていゝくのが重要となつていゝる。ひとたび労働災害や業務上疾病が発生すると、大切な従業員を何か月も失ふことになり、「生産性が低下」していゝく。労働災害や業務上疾病を未然に防止することは「生産性向上」につながることを忘れてはならない。

今般の「働き方改革関連法」と相まって、「労働時間の縮減」、「両立支援による人材確保」並びに「労働災害及び業務上疾病の防止」は、「生産性向上」につながり、「働き方改革」を推し進める大きな柱となる。

今日ここに集う我々は、本大会を契機に、各事業場において関係者全員が一丸となつた安全衛生活動を推し進めるとともに、同時に「働き方に働く人があわせる」のではなく「働き方を働く人にあわせる」、即ち、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択でき、誰もが安心して健康に働くことのできる職場の実現に向け邁進していゝくことをここに誓う。

右、宣言する。

平成三十年十月三日

平成三十年度三重県産業安全衛生大会